

中心市街地出店促進補助金



目的

空き店舗等へ出店する事業を行う者に対し補助金を交付することで、空き店舗の活用促進により中心市街地の活性化とまちなか居住の利便性向上を図る。

交付先

中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分を活用した新規出店者

補助開始年度

平成24年

交付実績

令和6年 5,998,000円（補助率1/3 ※月額上限10万）
令和5年 3,857,000円（補助率1/3 ※月額上限10万）

主な事業内容

- ・家賃補助
 - －補助率：3分の1以内（上限10万円）
 - －補助期間：最大1年以内
 - －施設要件：中心市街地地域の1階又は2階の空き店舗（抜粋）
※買物公園エリアにおいては、当該道路に面して窓等を有し営業していること分かる、1階から3階の空き店舗
 - －対象事業：小売業、飲食サービス業等（抜粋）

